

○食品衛生法（平成十五年法律第四十八号）（抄）

（所掌事務）

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第二十一条第二項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。

二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三～七（略）

2～4（略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～十四（略）

2～3（略）

○食品衛生法第二十一条第一項に規定する基本的事項（平成二十四年六月二十九日閣議決定）（抄）

第1 食品健康影響評価の実施（法第十一条関係）

1 基本的考え方

（1）～（5）（略）

（6）食品安全委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、食品安全委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。